

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	都市政策課
◎ 告 示	
・県道の路線の認定	道路維持課
・道路の区域決定	〃
・道路の供用開始(2件)	〃
・道路の区域変更(2件)	〃
・道路の供用開始	〃

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第17号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和44年長崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める

様式第2号 (第6条関係)

宅地建物取引業者名簿

免許証番号		免許の年月日	
商号又は名称			
資本金又は出資金 (千円)			
代表者の氏名			
代表者生年月日		就任年月日	
主たる事務所の所在地			
電話番号			

兼業の種類	所属団体

保証協会	
社員資格取得年月日	
営業保証金供託額	

指示又は業務停止の処分

処分の種類		処分条項	
根拠条項			
処分年月日		処分期間	

事務所・役員等・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士に関する事項

	事務所の名称、所在地又は氏名、電話番号	役名	生年月日	設置年月日 就任年月日	登録番号
事務所 (主)					
事務所コード					
専任の宅地建物取引士					

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課、県北振興局及び県北振興局田平土木事務所において、一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
258	平戸江迎線	平戸市	佐世保市江迎町	

長崎県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 平戸江迎線

道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町小手田免字浮津852番2地先から 佐世保市江迎町栗越229番1地先まで	8.2~58.2	9,392	

長崎県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町一関免字米ノ内175番4地先から 平戸市田平町上亀免字岩ノ本533番3地先まで	令和4年3月31日

長崎県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 平戸江迎線	平戸市田平町小崎免字鎮守ノ元1673番1地先から 官公有無番地先（平戸市田平町小崎免字鎮守ノ元1696番1） まで	令和4年3月31日

発行者
長崎県尾上町三番一号

長崎県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 204号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町小手田免字浮津852番2地先から 平戸市田平町小手田免字浮津852番10地先まで	前	23.6~39.8	62.6	
	後	23.8~48.3	62.6	

電話代表(八二四)一一一
 直通(八九五)二一一一

長崎県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 御厨田代江迎線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市江迎町栗越221番3地先から 佐世保市江迎町栗越254番2地先まで	前	13.2~17.6	149.9	
	後	13.2~19.8	149.9	

印刷所
長崎県弥生町八番三十号

長崎県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
 令和4年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 御厨田代江迎線	佐世保市江迎町栗越221番3地先から 佐世保市江迎町栗越254番2地先まで	令和4年3月31日

株式会社
永 岩永印刷所